

- 一、組合員は可及的全員社會大衆黨に入黨し黨の活動に参加すべし。
- 二、同盟本部、聯合會、組合、支部分會等には政治部を確立し、組合としての政治行動を指導統制すべし。
- 三、黨の各段階の組織と組合のそれに相應する組織との間にはそれ々々連絡委員會又は労働委員會を設置して、兩者の緊密なる連絡と兩者の機能の分化を計りその混同を避くべし。
- 四、組合本部は可及的政治闘争基金の積立に努力すべし。
- 五、黨の日常闘争を援助するために、黨の副次的組織としての工場班乃至は組合班も組織し活用すべし。
- 六、具体的方法は中央委員會一任。

### 會計制度の確立並に統一方針に關する件

#### 全國労働本部提出

#### 決議

- 本大會は全國労働本部及び所屬組合、聯合會の會計制度を確立統一することの緊急必要なるを認め、その第一ルとして次の方針大綱を決定し、これが具体的實現を期す。
- 一、所屬組合は同盟會計切手制度を勵行すること。
  - 二、同盟本部會計は一定の會計様式を規定し、各組合に徹底せしめること。それに基づいて毎月乃至は定期的に各組合聯合會より會計報告を徴收すること。
  - 三、各組合、各聯合會、同盟本部にそれ々々「會計會議」を設置し會計の確立統一を計ること。

- (1) 組合會計會議は所屬支部(或は分會)の會計及び組合本部役員若干名を以て構成す。
- (2) 聯合會會計會議は所屬組合(及び産別組合支部)の會計及び聯合會役員若干名を以て構成す。
- (3) 同盟本部會計會議は本部役員及び聯合會會計會議(又は必要に應じて組合會計會議)代表を以て構成す。
- (4) 同盟本部會計は必要に應じて、それ々々の會計會議及び各組合、聯合會の會計を檢査することを得。

#### 實行方法

- 一、中央委員會はこの決議大綱に基き會計細則及び具体事項を決定指示すること。
- 二、具体的實現の時期——大會直後より可能なるものから直に實行に移し遅くも昭和八年一月度よりは所屬各組合聯合會が漏れなく實行すること。